

### 第3回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月29日(火)午後2時00分から午後2時30分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(21名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員

	6番	中村	富士男
	17番	黒田	龍司
	20番	佐久間	博孝

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
  - 第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
  - 第2号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
  - 第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
  - 第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について



議長	次に、報告第2号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたのでご報告いたします。 案件は、議案書1ページの令和元年9月25日に許可をした1件でございます。今月18日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。 質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は議案書2ページの、今月18日に町公社が利用調整を行った1件であります。 内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。 質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第4号1番の説明をいたします。

事務局	<p>報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。案件は議案書3ページの1件でございます。今月18日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の1件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立するものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第1号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第1号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外につ</p>

いて」、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件につきましては、通路整備、並びに農家住宅建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番の通路整備、並びに2番の農家住宅の建設に係る農用地区域からの除外については、「特に問題がない」ということでよろしいですか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、今年8月に町公社が利用調整を行い、同月に購入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、令和2年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の所有権の設定につきましては、問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号2番から5番について事務局から説明をいたします。

事務局 貸借権に移ります。

【議案第4号2番から5番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書2から5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件につきましては、今月18日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号2番から5番について、原案のとおり決することに異議ございま

せんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号2番から5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号6番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、親子間の生前一括贈与ですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】



この案件は、格納庫等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1から2ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、今月18日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第5号2番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(16番 多田委員退席)

それでは、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、育成舎等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題はないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。

議案の説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、佐久間委員が地区担当委員として現地

調査を行いました。本日、都合により佐久間委員が総会を欠席されましたので、一緒に現地調査を行った私の方からご説明いたします。

今月18日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。  
議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第6号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第6号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第6号4番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(19番 渡邊委員退席)

それでは、議案第6号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号4番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号4番は原案のとおり可決されました。

(19番 渡邊委員着席)

議長

次に、議案第6号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号5番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします

3番

3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、現地調査に私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方か

らご説明いたします。

この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって、議案第6号5番は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第3回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。